第16回 定時株主総会 招集ご通知

※株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染状況にご留意いただき、本年は健康状態に関わらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願いいたします。株主総会における議決権は、ご来場いただくほか、書面の郵送またはインターネット等により行使いただくこともできますので、積極的なご利用をお願いいたします。

本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。なお、今後新型コロナウイルスの感染拡大防止のための総会当日の運営につき、株主様のご協力をお願いする場合には、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

https://www.tn-sanso.co.jp/jp/ir/meeting.html

※今年は株主総会ご出席の株主様へのお土産は、取り やめさせていただいております。何卒ご理解ください ますようお願い申しあげます。

開催日時

2020年6月19日(金) 午前10時 (受付開始:午前9時)

開催場所

東京都港区高輪三丁目 1 3番1号 グランドプリンスホテル**高輪** 地下1階 プリンスルーム

議案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 吸収分割契約承認の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役9名選任の件

第5号議案 監査役 2 名選任の件

大陽日酸株式会社

(証券コード 4091)



進取と共創。 ガスで未来を拓く。



私たちは、

進取 あなたの声を敏感にとらえ、

丼 創 ガステクノロジーを通じて、あらゆる産業と共に、

末 要かな社会の実現に貢献します。



The Gas Professionals

産業ガスのプロ集団になる、そして業界でNo.1のプロ、 第一人者であることを目指します。

目次

招集ご通知	事業報告
株主総会参考書類 7	連結計算書類 5
議案	計算書類5
第1号議案 剰余金の処分の件 7 第2号議案 吸収分割契約承認の件 … 8	監査報告5
第3号議案 定款一部変更の件 17	トピックス紹介6
第4号議案 取締役9名選任の件 19 第5号議案 監査役2名選任の件 30	株主総会会場のご案内 裏表線

株主の皆様へ



代表取締役社長 CEO 市原 裕史郎

株主の皆様には、平素から当社の事業運営に格別の ご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の第16回定時株主総会招集ご通知をお届けするに当たり、謹んでご挨拶申し上げます。

当期の世界経済は、中国経済減速の影響もあり、米 国以外の地域では経済成長が鈍化していましたが、新 型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、期末にかけて これまでになく悪化しました。

このような状況の下、当社グループは、前期に買収した欧州事業と米国でのHyCO事業のグループ事業への統合に努め、当期の業績は増収増益となりました。このような業績に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき14円とさせていただくことを第16回定時株主総会でお諮り致したいと存じます。これにより中間配当と合わせて、当期の配当は28円となります。

新型コロナウイルス感染症が早期に終息することを願っておりますが、当社グループは、これからも産業ガス・医療用ガスの供給という社会のインフラとしての使命を継続することができるよう一体となって努力して参る所存です。

株主の皆様には、引き続き倍旧のご高配、ご鞭撻を 賜りますようお願い申し上げます。

2020年5月

株主各位

証券コード 4091 2020年5月29日

東京都品川区小山一丁目3番26号

大陽日酸株式会社

代表取締役社長 CEO 市原 裕史郎

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年6月18日(木曜日)午後5時40分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

6ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認の上、当社指定の議決権行使ウェブサイト (https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) にアクセスしていただき、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬具

【インターネットによる開示】

法令および定款第17条の定めに基づき、本定時株主総会にあたり提供すべき書面のうち次に掲げる事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」 ②計算書類の「個別注記表」

当社ウェブサイト https://www.tn-sanso.co.jp

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のものの他、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべきものも含まれております。

記

1 8	時	2020年6月19日(金曜日)午前10時(受付開始 午前9時)		
2 場	所	東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル高輪 地下1階 プリンスルーム		
3目的事	項	1. 第16期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第16期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類報告の件		
		第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 吸収分割契約承認の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役9名選任の件 第5号議案 監査役2名選任の件		

以上

- ○代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご 出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申 し上げます。
- ○今年は株主総会ご出席の株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。何卒ご理解ください ますようお願い申しあげます。
- ○株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト https://www.tn-sanso.co.jp

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席 される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付に ご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日 時

2020年6月19日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

郵送で議決権を行使 される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示 のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年6月18日 (木曜日) 午後5時40分到着分まで

インターネット等で 議決権を行使される場合



当社指定の議決権行使ウェブサイト (https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) にアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月18日 (木曜日) 午後5時40分まで

詳細は次ページをご覧ください

議決権行使書のご記入方法のご案内



····▶ こちらに、各議案の替否をご記入ください。

第1号・第2号・第3号議案

▶賛成の場合:「賛」の欄に○印を

▶反対の場合:「否」の欄に○印を

第4号・第5号議案

- ▶全員賛成の場合:「賛」の欄に○印を
- ▶全員反対の場合:「否」の欄に○印を
- ○一部の候補者を:「賛」の欄に○印をご表示のうえ、 反対される場合 反対される候補者の番号をカッコ

内にご記入ください。

※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って替否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力 ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ※操作画面はイメージです。

ご注意事項

- (1) 行使期限は2020年6月18日(木曜日)午後5時40分までであり、同時刻までに入力を終えていただく必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネット(「スマート行使」によるものを含みます)の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効とさせていただきます。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とさせていただきます。
- (3) パスワード (株主様が変更されたものを含みます。) は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で

パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 0120-768-524

(受付時間 平日9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営基盤の充実強化に向けた内部留保に意を用いつつ、株主の皆様に対して 安定的・継続的に利益を還元するという基本方針に加え、連結業績との連動を考慮した配当政策に基づき、以下のと おりといたしたいと存じます。

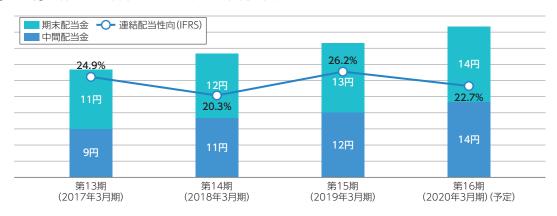
配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 14円 配当総額 6,060,758,718円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月22日

なお、昨年12月に中間配当として1株につき14円をお支払いしておりますので、中間配当を含めた年間の配当は、1株につき28円となります。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

【ご参考】1株当たり年間配当金・連結配当性向の推移



(注) 米国での税制改革法における連邦法人税率の引き下げにより、法人所得税が大幅に減少した影響を除いた場合、第14期の配当性向は27.1%となります。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は現中期経営計画Ortus Stage 2の下「グローバル化の推進」を掲げ、日本、米国、アジア・オセアニア地域において着実に産業ガス事業を拡大してまいりました。更に2018年12月に米国のPraxair, Inc.の欧州事業の一部を買収し、当社グループの産業ガス事業は日本、米国、欧州、アジア・オセアニアの4極体制となりました。世界の政治経済状況がめまぐるしく変化する中で、当社がさらにグループを発展させていくためには、これまでの国内事業中心の経営体制から脱却し、グローバルガスメジャーとして競争力のあるグループ運営体制を構築することが必要と判断し、以下の事項を企図して、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

- ① 権限委譲による意思決定スピードの向上と適切な経営資源の配分
- ② 事業執行責任、実績の明確化
- ③ 各地域の強みや優位点を共有展開したグループ総合力の強化

持株会社体制への移行を実現するため、当社と当社の完全子会社である株式会社大陽日酸分割準備会社(以下「承継会社」といいます。)は、当社の全事業を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)に係る契約(以下「吸収分割契約」といいます。)を2020年5月15日付で締結しております。

本議案は、上記の吸収分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本吸収分割効力発生日である2020年10月1日をもって、当社は「日本酸素ホールディングス株式会社」に、承継会社は「大陽日酸株式会社」に、それぞれ商号を変更する予定であります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

承継会社と締結した吸収分割契約の内容は、以下のとおりであります。

吸収分割契約書(写)

大陽日酸株式会社(住所:東京都品川区小山一丁目3番26号、以下「**甲**」という。)及び株式会社大陽日酸分割準備会社(住所:東京都品川区小山一丁目3番26号、以下「**乙**」という。)は、甲が営む本事業(第1条において定義される。)に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「**本吸収分割**」という。)に関して、2020年5月15日(以下「**本契約締結日**」という。)、次のとおり合意し、本吸収分割契約(以下「**本契約**」という。)を締結する。

第1条(吸収分割の方法)

甲は、本契約の定めに従い、甲が営む全事業(以下「**本事業**」という。)に関して有する第2条所定の権利義務を、第5条に定める本効力発生日をもって、吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条(承継する権利義務)

- 1. 本吸収分割に際し、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下 「本承継対象権利義務」という。)は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりと する。
- 2. 乙が甲から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。但し、この場合における最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継される債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は、乙に対してその負担の全部を求償することができる。

第3条(本吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本吸収分割に際し、その普通株式10万株を発行し、その全てを本承継対象権利 義務の対価として甲に割り当てる。

第4条(乙の資本金及び準備金の額)

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

(1) 資本金 14億7.500万円

(2) 資本準備金 3億5,000万円

(3) 利益準備金 0円

第5条(効力発生日)

本吸収分割の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)は、2020年10月1日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認められるときは、甲及び乙の協議により、これを変更することができる。

第6条(分割承認決議)

- 1. 甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会を開催し(会社法第319条第1項に基づき、 株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。)、本契約及び本吸収分割に必 要な事項に関する承認を得るものとする。
- 2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認 を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第7条(善管注意義務)

甲は、本契約の締結後、本効力発生日までの間において、善良なる管理者の注意をもって本事業に係る業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、本事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、乙の承認を得てこれを行うものとする。

第8条(競業避止義務)

甲は、本吸収分割に関連して、一切の競業避止義務を負担しないものとする。

第9条(本契約の変更又は解除)

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本吸収分割の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙が協議し同意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条(本契約の効力)

本契約は、本効力発生日の前日までに、甲又は乙において、本吸収分割の実行のために必要な本契約の承認又は本吸収分割に関して法令上必要とされる関係官庁等の許認可、承認等が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第11条(協議事項)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

2020年5月15日

甲: 東京都品川区小山一丁目3番26号 大陽日酸株式会社 代表取締役 市原 裕史郎 @

乙: 東京都品川区小山一丁目3番26号 株式会社大陽日酸分割準備会社 代表取締役 市原 裕史郎 邱

<u>別 紙</u>

承継権利義務明細表

本吸収分割により乙が甲より承継する権利義務は、効力発生日における本事業に係る以下の資産、負債、雇用契約及びその他の契約上の地位並びにこれらに付属する権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

甲が有している一切の資産。但し以下の勘定科目に属する資産は除く。

(1) 現金預金(但し、本事業から本吸収分割後に甲が営む子会社管理及びグループ運営 に関する事業を除いた事業(以下「**国内ガス事業等**」という。) の運転資金として必 要な現金及び預金は除く。)

- (2) 短期貸付金
- (3) その他流動資産(但し、国内ガス事業等に係るその他流動資産は除く。)
- (4) 土地、建物及び構築物(但し、甲が東京都品川区小山、東京都港区芝、大阪府大阪 市西区新町及び千葉県千葉市稲毛区長沼に所有している土地、建物及び構築物に限 る。)
- (5) 投資有価証券(但し、国内ガス事業等に関連して保有する投資有価証券は除く。)
- (6) 関係会社株式(但し、国内ガス事業等に関連して保有する関係会社株式は除く。)
- (7) 関係会社出資金(但し、国内ガス事業等に関連して保有する関係会社出資金は除く。)
- (8) 長期貸付金
- (9) その他投資(但し、国内ガス事業等に係るその他投資は除く。)

2. 承継する負債

甲が負う一切の負債。但し、以下の勘定科目に属する負債は除く。

- (1) 短期借入金
- (2) コマーシャルペーパー
- (3) 1年以内返済予定長期借入金
- (4) 1年以内償還予定社債
- (5) 未払金(但し、国内ガス事業等に係る未払金は除く。)
- (6) 未払費用(但し、国内ガス事業等に係る未払費用は除く。)
- (7) 未払法人税等
- (8) その他流動負債(但し、国内ガス事業等に係るその他流動負債は除く。)
- (9) 計債
- (10)長期借入金(但し、国内ガス事業等に係る長期借入金は除く。)
- (11) 繰延税金負債
- (12)長期未払金
- (13)長期預り金(但し、国内ガス事業等に係る長期預り金は除く。)
- 3. 承継する雇用契約及び労働協約
 - (1) 甲の全ての従業員(以下「**承継対象従業員**」という。) との間の雇用契約及びこれらに付随関連する一切の権利義務(効力発生日までの甲と承継対象従業員との間の雇用関係に関連して発生する賃金、退職金その他一切の債務を含む。)。
 - (2) 甲と労働組合との間の労働協約

- 4. 承継する契約関係(雇用契約については上記3.のとおり) 甲が締結している一切の契約等及びこれらに付随関連する権利義務。但し、以下の契約 等は除く。
 - (1) 顧客又はサプライヤーとの間の甲のグループ会社を対象とするグローバル契約 (購買契約、秘密保持契約等)
 - (2) 甲の資金調達に関する契約
 - (3) 上記1.(4)において承継対象権利義務に含まれない不動産に係る賃貸借契約
 - (4) 関係会社とのローン契約
 - (5) 関係会社の借入に対する保証契約
 - (6) 上記4.(4)及び(5)の他、海外関係会社との間の契約(従業員の出向・派遣に関する契約を含む。)(但し、国内ガス事業等に係る契約は除く)
 - (7) 経営企画・管理業務に係る外部業務委託先との間の契約
 - (8) 甲が海外において実施したM&Aに関連する契約
 - (9) 海外でのガスの供給に関する契約
 - (10) 株式会社三菱ケミカルホールディングスとの間の2014年に実施した公開買付け に関する契約
 - (11) 役員賠償責任保険に関する契約
 - (12) 上記の契約に付随関連する一切の契約
- 5. 承継する知的財産権

甲が保有する一切の知的財産権(営業秘密及びノウハウを含む)。但し、以下の知的財産権は除く。

No.	登録番号/出願番号	玉
1	4081031	
2	4036667	 日本
3	388026	
4	481093	

No.	登録番号/出願番号	玉
26	3773825	米国
27	17984065	EUTM (欧州)
28	17984061	
29	1041417	ドイツ

No.	登録番号/出願番号	玉
5	488010	
6	481094	
7	2533816	
8	2553249	
9	2557904	
10	2513414	
11	3172017	
12	3202529	
13	4670987	
14	4786633	
15	4823560	
16	4858087	日本
17	4858088	
18	5090304	
19	4845710	
20	6182377	
21	6161217	
22	6182376	
23	商願2019-138194	
24	商願2020-004569	
25	商願2020-004570	

No.	登録番号/出願番号	玉
30	1445117	
31	201815343	ノルウェー
32	201815344	
33	7222838	th (F)
34	7222837	中国
35	190086	
36	592929	ムンボ
37	1388766	台湾
38	1238071	
39	4-2007-005619	
40	4-2018-015226	フィリピン
41	4-2007-00005618	/1 // C /
42	4-2018-015225	
43	3940704	インド
44	4/15008/2019	こと、フ
45	4/15009/2019	ミャンマー
46	国際商標登録番号 882195	中国/ドイツ/フランス/イギリス/韓国/シンガポール/タイ/ベトナム/オーストラリア/インド/欧州共同体/ノルウェー

6. 承継する許認可

甲が取得している一切の許可、認可、免許、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可 能なもの

以上

- 3. 会社法施行規則第183条に掲げる内容の概要
- (1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項
- ①交付する株式数に関する事項

承継会社は、本吸収分割に際して、新たに普通株式10万株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当て交付します。承継会社は当社の完全子会社であり、また本吸収分割に際して承継会社が発行する株式の全てが分割会社である当社に交付されることから、承継会社が交付する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断しております。

②本吸収分割により増加する承継会社の資本金および準備金の額に関する事項 本吸収分割による承継会社の資本金および準備金の増加額は次のとおりです。本吸収分割 後における承継会社の事業内容および当社から承継する権利義務等に照らして、相当であ ると判断しております。

・資本金の増加額 14億7,500万円・資本準備金の増加額 3億5,000万円

・利益準備金の増加額 0円

(2) 承継会社の成立の日における貸借対照表

承継会社におきましては、確定した事業年度は存在しません。承継会社の設立の日(2020年2月4日)における貸借対照表は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) 流動資産 現預金	50	(純資産の部) 株主資本 資本金 資本準備金	25 25
資産合計	50		50

監査報

- (3) 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象 該当事項はありません。
- (4) 承継会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の 負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象 該当事項はありません。

第3号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

第2号議案に記載のとおり、当社は、2020年10月1日(予定)をもって、持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、当社グループが日本発のグローバルな産業ガスグループ(グローバルガスメジャー)であることを明確に表すため、現行定款第1条に定める当社の商号を「日本酸素ホールディングス株式会社(英文: NIPPON SANSO HOLDINGS CORPORATION)」に変更するとともに、現行定款第2条に定める目的に所要の変更を行うものであります。なお、本議案に係る定款変更は、第2号議案が原案どおり承認可決されることおよび本吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生日である2020年10月1日(予定)に変更の効力を生ずるものといたします。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。

(下線部は、変更部分であります。)

	(
現行定款	変更案
	第1条(商号) 当会社は、日本酸素ホールディングス株 式会社と称し、英文社名は、 <u>NIPPON</u> SANSO HOLDINGS CORPORATION と表示する。
する。	第2条(目的) 当会社は、次の事業を営むこと <u>及び次の</u> 事業を営む会社の株式又は持分を所有 することにより当該会社の経営管理を 行うことを目的とする。
1~21 (条文省略)	1~21 (現行どおり)
第3条~第44条(条文省略)	第3条〜第44条(現行どおり)

計算書類

現行定款	変更案
	第7章 附則
	第45条(経過措置) 第1条及び第2条の変更は、第16回定 時株主総会に付議される第2号議案「吸 収分割契約承認の件」が原案どおり承認 可決されること、及び、当該議案で承認 可決された吸収分割契約書に基づく吸 収分割の効力が発生することを条件と して、2020年10月1日に効力を発 生するものとする。なお、本附則は、第 1条及び第2条の変更の効力発生日を もって削除する。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役 市原裕史郎、上原正弘、永田研二、二又一幸、トーマス・スコット・カルマン、エドアルド・ギル・エレホステ、山田昭雄、勝丸充啓および伊達英文の9氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役 2名を含む取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏	名		現在の当社における地位および担当	
1	市	原	裕县	と郎	代表取締役社長 CEO 指名・報酬諮問委員会委員	再任
2	濱	⊞	敏	彦		新任
3	永	⊞	研	=	取締役 専務執行役員 産業ガス事業本部長	再任
4	=	又	_	幸	取締役 常務執行役員 CCO(大陽日酸グループCCO) 併せて全社的内部統制管理責任者	再任
5	トー カル	マス・コマン	スコッ	١.	取締役	再任
6		ア ル ホステ	ド・キ	゛ル・	取締役	再任
7	山	⊞	昭	雄	取締役 指名・報酬諮問委員会委員長	再任 社外 独立
8	勝	丸	充	啓	取締役 指名・報酬諮問委員会委員	再任 社外 独立
9	伊	達	英	文	取締役	再任

【ご参考】

取締役候補者は、取締役社長および社外取締役を委員とする指名・報酬諮問委員会(注)の提案にもとづいて、取締役会において決定しました。

また、当社は社外取締役の独立性に関する基準を定めており、その内容は29ページに記載のとおりです。本議案における社外取締役候補者2名は、この基準を満たしています。

(注)「指名・報酬諮問委員会」の概要については、32ページの「【ご参考】指名・報酬諮問委員会について」をご参照 ください。

監査 報

候補者番号





再任

所有する当社の株式の数 83,100株

> 取締役在仟年数 10年

取締役会への出席状況 120/120

市原 裕史郎 (1951年11月13日生)

略歴、当社における地位および担当

1974年 4月 当社入社

2005年 6月 執行役員 経営企画·総務本部副本部長 兼 秘書室長 兼 監査室長

2008年 6月 常務執行役員 総務本部長併せて全社的内部統制管理責任者

2010年 6月 常務取締役 総務本部長併せて全社的内部統制管理責任者

2012年 6月 専務取締役 管理本部長併せて全社的内部統制管理責任者

2013年 6月 取締役副社長 管理本部長併せて全社的内部統制管理責任者

2014年 4月 取締役副社長 管理本部および国際・経営企画本部担当

2014年 6月 代表取締役社長 CEO

2015年 6月 代表取締役社長 兼 C E O

2018年 6月 代表取締役社長 CEO

現在に至る

重要な兼職の状況

㈱地球快適化インスティテュート取締役 ㈱大陽日酸分割準備会社代表取締役社長

取締役候補者 とした理由

市原裕史郎氏は、海外事業および財務・経営企画等の経営管理部門を幅広く経験し、 管理本部長を経て2014年6月から当社の代表取締役社長を務めています。

このような経験に鑑み、当社のグループ経営の推進に同氏の経験と見識が活かされるこ とを期待し、取締役候補者としております。

特別の利害関係

市原裕史郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。





所有する当社の株式の数 2.000株

略歴、当社における地位および担当

1981年 4月 当社入社

2002年 7月 Matheson Tri-Gas, Inc.

エグゼクティブバイスプレジデント スペシャリティガス テクノロジー担当

2005年10月 電子機材事業本部 半導体ガス事業部副事業部長

2006年 4月 電子機材事業本部 半導体ガス事業部長

2010年 1月 電子機材事業本部 本部長附兼事業戦略推進部長

2014年 6月 日酸TANAKA㈱ 常務取締役

2016年 6月 同社 専務取締役

2017年 6月 同社 代表取締役社長

現在に至る

重要な兼職の状況

日酸TANAKA(株)代表取締役社長

濱田敏彦氏は、国内および海外で半導体ガスの営業を幅広く経験し、半導体ガス事業部 取締役候補者 │ 長を経て、2017年6月から日酸TANAKA㈱ 代表取締役社長を務めています。 とした理由 このような経験に鑑み、当社グループの経営に同氏の経験と見識が活かされることを期

待し、取締役候補者としております。

特別の利害関係

濱田敏彦氏は、日酸TANAKA㈱の代表取締役社長を兼職しております。当社は、同社との間に産業ガス 関連の取引があります。

查

候補者番号





再任

所有する当社の株式の数 10,500株

> 取締役在任年数 2年

取締役会への出席状況 120/120

(1959年2月28日生)

略歴、当社における地位および担当

1981年 4月 当社入社

2013年 6月 執行役員 北関東支社長

2016年 4月 執行役員 産業ガス事業本部副本部長 兼 ガス事業統括部長 兼 プロダクト管理統括部長

2016年 6月 常務執行役員 産業ガス事業本部副本部長 兼 ガス事業統括部長

兼 プロダクト管理統括部長

2017年 4月 常務執行役員 産業ガス事業本部長

2018年 6月 取締役専務執行役員 産業ガス事業本部長

現在に至る

重要な兼職の状況

四国液酸(株)代表取締役計長 ㈱ジャパンヘリウムセンター代表取締役社長

取締役候補者 とした理由

永田研二氏は、産業ガスの物流、営業および企画部門を幅広く経験し、その後海外子会 社の社長および北関東支社長を経て、2017年4月から産業ガス事業本部長を務めていま す。

このような経験に鑑み、当社グループの経営に同氏の経験と見識が活かされることを期 待し、取締役候補者としております。

特別の利害関係

永田研二氏は、四国液酸㈱および㈱ジャパンヘリウムセンターの代表取締役社長を兼職しております。当社 は、これらの会社との間に産業ガス関連の取引があります。





再任

所有する当社の株式の数 0株

> 取締役在任年数 1年

取締役会への出席状況 90/90

(1957年12月22日生)

略歴、当社における地位および担当

1980年 4月 三菱化成工業㈱ (現三菱ケミカル㈱) 入社

2011年 6月 三菱化学㈱ 執行役員 人事部長

兼 ㈱三菱ケミカルホールディングス 執行役員 CEOオフィス部長

2013年 4月 三菱レイヨン(株) 執行役員 (内部統制推進部担当)

2015年 4月 三菱レイヨン(㈱) 執行役員(人事部・総務部・情報システム部・内部統制推進部担当)

兼 ㈱三菱ケミカルホールディングス 執行役員 人事室長

2017年 4月 三菱ケミカル㈱ 取締役常務執行役員

コンプライアンス推進統括執行役員(人事部門・総務部門・内部統制推進部担当)

2019年 1月 当社常務執行役員

CCO (大陽日酸グループCCO) 併せて全社的内部統制管理責任者

2019年 6月 当社取締役常務執行役員

CCO (大陽日酸グループCCO) 併せて全社的内部統制管理責任者

現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

とした理由

二又一幸氏は、主に人事部門と経営管理部門を長く経験され、また三菱レイヨン㈱およ 取締役候補者 │ び三菱ケミカル㈱で内部統制推進の責任者を務めてこられました。

> このような経験に鑑み、当社グループの経営に同氏の経験と見識が活かされることを期 待し、取締役候補者としております。

特別の利害関係

二又一幸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※二又一幸氏の上記「略歴、当社における地位および担当」の欄には、当社の親会社である㈱三菱ケミカルホールディングス およびその子会社における、過去5年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。 ※2017年4月1日付で、三菱化学㈱、三菱樹脂㈱、三菱レイヨン㈱が統合し、三菱ケミカル㈱として発足しました。

查

候補者番号





再任

所有する当社の株式の数 0株

取締役在任年数1年

取締役会への出席状況 9回/9回

トーマス・スコット・カルマン (1954年10月17日生)

略歴、当社における地位および担当

1981年 7月 The BOC Group, plc. 入社

2000年 1月 同社 バイスプレジデント

ジェネラルマネージャー 米国東部地区担当

2005年 1月 Matheson Tri-Gas, Inc.

エグゼクティブバイスプレジデント インダストリアルガスグループ担当

2008年 1月 同社 シニアエグゼクティブバイスプレジデント СОО

2009年 6月 同社 社長・COO

2013年 1月 同社 社長・CEO

2017年 6月 同社 会長·社長·CEO

2019年 4月 同社 会長・CEO

2019年 6月 当社取締役

現在に至る

重要な兼職の状況

Matheson Tri-Gas. Inc. 会長・CEO

取締役候補者とした理由

トーマス・スコット・カルマン氏は、長年にわたって米国で産業ガス事業に携わり、2013年からは米国で産業ガス事業を行っている当社子会社Matheson Tri-Gas, Inc.のCEOを務めています。

このような経験に鑑み、当社グループの経営に同氏の経験と見識が活かされることを期待し、取締役候補者としております。

特別の利害関係

トーマス・スコット・カルマン氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



エドアルド・ギル・エレホステ (1956年5月1日生)



再任

所有する当社の株式の数 0株

取締役在任年数1年

取締役会への出席状況 8回/9回

略歴、当社における地位および担当

1981年 4月 Argon S.A. 入社

1992年 1月 同社 ダイレクター マーケッティング スペイン及びポルトガル担当

1996年 9月 Praxair España S.L.

ダイレクター ビジネスディベロップメント ヨーロッパ担当

2000年 1月 Praxair Euroholding S.L.

ダイレクター マーケッティング ヨーロッパ担当

2004年10月 同社 ドイツ СЕО

2006年 1月 同社 ドイツ及びベネルクス CEO

2008年 4月 Praxair España S.L. C E O

Praxair Portugal S.A. C E O

2016年12月 Praxair Euroholding S.L. 社長

2018年12月 TNSC Euro-Holding, S.L.U. (現Nippon Gases Euro-Holding, S.L.U.) 会長・社長

2019年 6月 当社取締役

現在に至る

重要な兼職の状況

Nippon Gases Euro-Holding, S.L.U. 会長・社長

取締役候補者とした理由

エドアルド・ギル・エレホステ氏は、長年にわたってヨーロッパで産業ガス事業に携わり、当社が買収したPraxair, Inc.の欧州事業の責任者を務めていました。現在は、引き続き当社グループの欧州事業の責任者を務めています。

このような経験に鑑み、当社グループの経営に同氏の経験と見識が活かされることを期待し、取締役候補者としております。

特別の利害関係

エドアルド・ギル・エレホステ氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※TNSC Euro-Holding, S.L.U.は、2018年12月17日付でNippon Gases Euro-Holding, S.L.U.に商号を変更しました。





再任

社外

独立

所有する当社の株式の数 0株

社外取締役在任年数 5年

取締役会への出席状況 12回/12回

(1943年9月25日生)

略歴、当社における地位および担当

1967年 4月 公正取引委員会事務局 入局

1996年 6月 公正取引委員会事務局取引部長

1997年 6月 公正取引委員会事務総局審査局長

1998年 6月 公正取引委員会事務総局経済取引局長

2000年 6月 公正取引委員会事務総長

2003年12月 公正取引委員会委員

2009年 4月 ジョーンズ・デイ法律事務所シニアアドバイザー (現任)

2010年 6月 第一三共㈱監査役

2014年 3月 横浜ゴム㈱監査役

2014年 6月 綿半ホールディングス㈱取締役

2015年 6月 当社社外取締役

2018年 3月 (公財)公正取引協会会長(現任)

現在に至る

重要な兼職の状況

(公財)公正取引協会会長

ジョーンズ・デイ法律事務所シニアアドバイザー

社外取締役 候 補 者 とした理由

山田昭雄氏は、公正取引委員会において要職を歴任され、現在、(公財)公正取引協会会長およびグローバルにサービスを提供している法律事務所のシニアアドバイサーにご就任されております。また、上場企業での社外取締役のご経験もあり、その豊富なご経験と専門的な知識を当社グループの経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者としております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

特別の利害関係

山田昭雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

独立役員の届出について

山田昭雄氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は、東京証券取引所の上場管理規程に基づく独立 役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

責任限定契約の概要

当社は、山田昭雄氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第427条第1項の規定に基づき法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏が取締役に再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。





再任

社外

独立

所有する当社の株式の数 0株

社外取締役在任年数 5年

取締役会への出席状況 120/120

勝丸 充啓 (1951年10月10日生)

略歴、当社における地位および担当

1978年 4月 東京地方検察庁検事 任官

1989年 7月 在ドイツ日本国大使館一等書記官

2000年 6月 法務省刑事局刑事課長

2001年 6月 法務省刑事局総務課長

2003年 1月 法務省大臣官房会計課長

2005年 4月 法務省大臣官房審議官(総合政策統括担当)

2005年12月 福井地方検察庁検事正

2007年 6月 水戸地方検察庁検事正

2008年10月 さいたま地方検察庁検事正

2010年 1月 最高検察庁公安部長

2010年12月 高松高等検察庁検事長

2012年 6月 広島高等検察庁検事長

2014年 7月 検事長退官

2014年10月 弁護士登録

2015年 6月 当社社外取締役

2015年11月 ㈱MoriX取締役 (現任)

2017年 3月 ㈱シマノ取締役 (現任)

現在に至る

重要な兼職の状況

芝綜合法律事務所オブ・カウンセル弁護士 ㈱シマノ取締役

社外取締役 候 補 者 とした理由

勝丸充啓氏は、現在は弁護士としてご活躍中ですが、それまでは法務省および検察庁に おいて要職を歴任されました。同氏の検事あるいは法律家としての豊富なご経験と専門 的な知識を当社グループの経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者とし ております。

特別の利害関係

勝丸充啓氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

独立役員の届出について

勝丸充啓氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は、東京証券取引所の上場管理規程に基づく独立 役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

責任限定契約の概要

当社は、勝丸充啓氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第427条第1項の 規定に基づき法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏が取締役に再任された場合 は、当該契約を継続する予定であります。

査 報

候補者番号





再任

所有する当社の株式の数 0株

社外取締役在任年数 1年

取締役会への出席状況 90/90

伊達 英文 (1958年7月10日生)

略歴、当社における地位および担当

1982年 4月 三菱化成丁業㈱ (現三菱ケミカル㈱) 入社

2013年 4月 三菱化学㈱ 執行役員 グループ経営室長

2014年 3月 同社 執行役員 グループ経営室長 兼 経理部長

2014年 4月 同計 執行役員 経理部長

2015年 4月 ㈱三菱ケミカルホールディングス 執行役員 経営管理室長

2018年 4月 同社 執行役常務 最高財務責任者

2019年 6月 同社 取締役執行役常務 最高財務責任者、当社取締役(現任)

2020年 4月 ㈱三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ 代表取締役社長 現在に至る

重要な兼職の状況

㈱=菱ケミカルホールディングス 取締役執行役常務 最高財務責任者 (株) = 菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ 代表取締役社長

取締役候補者 とした理由

伊達英文氏は、経営企画・経理部門の業務を幅広く経験され、その後三菱化学㈱および ㈱三菱ケミカルホールディングスにおいてそれぞれ執行役員および執行役として経営に 携わってこられました。

このような経験に鑑み、当社グループの経営の監督に同氏の経験と見識を活かしていた だくことを期待し、取締役候補者としております。

特別の利害関係

伊達英文氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※伊達英文氏の上記「略歴、当社における地位および担当」の欄には、当社の親会社である㈱三菱ケミカルホールディングス およびその子会社における、過去5年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。

※2017年4月1日付で、三菱化学㈱、三菱樹脂㈱、三菱レイヨン㈱が統合し、三菱ケミカル㈱として発足しました。

【ご参考】社外取締役の独立性に関する基準

当社は、以下のいずれの要件にも該当しない社外取締役を独立社外取締役と判断します。

- (1) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- (4) 就任前の3年以内に次の(i)から(iii)までのいずれかに該当していた者
 - (i) (1)、(2)又は(3)に掲げる者
 - (ii) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者ではない取締役
 - (iii) 当社の兄弟会社の業務執行者
- (5) 次の(i)から(v)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者(近親者とは二親等内の親族をいう。)
 - (i) (1) から(4) までに掲げる者
 - (ii) 当社の子会社の業務執行者
 - (iii) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (iv) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (v) 社外取締役を選任する株主総会開催日前3年以内に前記(ii) または当社の業務執行者に該当していた者

監査役2名選任の件 第5号議案

監査役 樋口一成および藤森直哉の両氏は,本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、 監査役 2 名の 選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、 次のとおりであります。

【ご参考】

監査役候補者は、取締役社長および社外取締役を委員とする指名・報酬諮問委員会(注)が監査役会の同意を得て提案 し、取締役会において決定しました。

(注) 「指名・報酬諮問委員会」の概要については、32ページの「【ご参考】指名・報酬諮問委員会について」をご参照くだ さい。





1981年 4月 三菱化成㈱ (現三菱ケミカル㈱) 入社

2012年 6月 ㈱三菱ケミカルホールディングス執行役員経営管理室長

(1958年1月2日生)

2015年 4月 三菱化学㈱執行役員経理部長

2017年 4月 三菱ケミカル(株)常務執行役員(経営管理部、経理部所管)

2019年 4月 同社取締役常務執行役員(経営管理部、経理部所管)

2020年 3月 同社取締役常務執行役員 退任

2020年 4月 当社顧問

現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外

所有する当社の株式の数 0株

社 外 監 杳 役 候 補 者 とした理由

長田雅宏氏は、化学会社における経理および経営管理部門の業務を幅広く経験され、そ の後㈱三菱ケミカルホールディングスおよび三菱ケミカル㈱において、それぞれ執行役員 および取締役として経営に携わってこられました。

このような経験に鑑み、当社の監査体制に同氏の経験と知見を活かしていただくことを 期待し、社外監査役候補者としております。

特別の利害関係

長田雅宏氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- ※ 長田雅宏氏は、社外監査役候補者であります。
- ※ 長田雅宏氏の上記「略歴、当社における地位および担当」の欄には、当社の親会社である㈱三菱ケミカルホールディングスお よびその子会社における、過去5年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。
- ※ 2017年4月1日付で、三菱化学㈱、三菱樹脂㈱、三菱レイヨン㈱が統合し、三菱ケミカル㈱として発足しました。



新任

社外

独立

所有する当社の株式の数 0株

(1963年1月5日生)

略歴、当社における地位

1985年 4月 (株)富士銀行(現株)みずほ銀行)入行

2012年 4月 ㈱みずほコーポレート銀行(現㈱みずほ銀行)執行役員営業第十三部長

2014年 4月 ㈱みずほフィナンシャルグループ常務執行役員投資銀行ユニット長 ㈱みずほ銀行常務執行役員投資銀行ユニット長

2016年 4月 ㈱みずほフィナンシャルグループ常務執行役員プローバルコーポレートカンパニー特定業務担当役員 (戦みずほ銀行常務執行役員プローバルフーポレート部門長

2017年 4月 ㈱みずほフィナンシャルグループ理事

2019年 3月 同社理事退任

2019年 4月 みずほヒューマンサービス㈱常勤監査役

2020年 3月 同社監査役退任

2020年 4月 ㈱みずほフィナンシャルグループ理事

現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外監査役候 補 者とした理由

小林一也氏は、金融機関において長年の職歴を有し、その豊富な経験や幅広い知見を当 社の監査体制に活かしていただくことを期待し、社外監査役候補者としております。

特別の利害関係

小林一也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

独立役員の届出について

小林一也氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は、東京証券取引所の上場管理規程に基づく独立 役員としての要件を満たしており、本議案の承認可決を条件として、当社は、同氏を独立役員として同取引 所に届け出る予定であります。

※ 2013年7月1日付けで、㈱みずほ銀行と㈱みずほコーポレート銀行が合併し、㈱みずほ銀行として発足しました。

監査報

【ご参考】指名・報酬諮問委員会について

当社の取締役会には任意の諮問委員会である「指名・報酬諮問委員会」を設置しています。「指名・報酬諮問委員会」の 委員は、社長(CEO)および独立社外取締役2名で、委員長は独立社外取締役が務めています。

取締役会は、取締役・監査役候補の選定、社長(CEO)の選定および解任、執行役員の選任および解任、ならびに取締役報酬内規の改訂について「指名・報酬諮問委員会」に諮問し、独立社外取締役から助言を得ることにより、意思決定の透明性と客観性を確保することに努めています。

以上

事業報告(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当期における当社グループの事業環境は、米中貿易摩擦などの影響を受け、国内では、主要関連業界を中心に生産活動が弱まりました。エレクトロニクス関連においては、電子材料ガスの出荷は、国内では前期並みでしたが海外では減少しました。一方、米国では製造業の生産活動は底堅く、セパレートガス(※1)の出荷は前期並みに推移しました。しかし、第4四半期後半から、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大し、当社グループにおいても欧州ガス事業とサーモス事業の業績に影響が出ました。このような状況の下、当期における業績は、売上収益8,502億39百万円(前期比 14.8%増加)、コア営業利益903億37百万円(同 37.2%増加)、営業利益939億21百万円(同 40.5%増加)、親会社の所有者に帰属する当期利益533億40百万円(同 29.2%増加)となりました。

なお、コア営業利益は営業利益から非経常的な要因により発生した損益(事業撤退や縮小から生じる損失等)を除いて算出しております。

※1 空気から分離、製造される酸素、窒素、アルゴンをいいます。

セグメント業績は、次ページ以降のとおりです。なお、セグメント利益はコア営業利益で表示しております。

連結業績実績

売上収益

8,502億

39百万円

コア営業利益

903億

37百万円 37.3

(百万円未満切捨て)

営業利益

939億

21百万円

前期比 40.5%增

親会社の所有者に帰属する当期利益

533億

40百万円 前期比 29.2%增

基本的1株当たり当期利益

123.26**m**

海外壳上収益比率

55.5%

(ご参考)

国内ガス事業

売上収益 3,561億45百万円 (前期比 2.1%減)



産業ガス関連では、主力製品であるセパレートガスの売上収益は、主要関連業界である鉄鋼・非鉄・金属加工・輸送機器および化学向けを中心に前期に比べ減少しました。また、エレクトロニクス関連での電子材料ガスの売上収益は、前期並みとなりました。機器・工事では、2018年10月に買収した医療機器販売会社アイ・エム・アイ㈱が収益に貢献しました。

以上の結果、国内ガス事業の売上収益は、3,561億45百万円(前期比 2.1%減少)、セグメント利益は、287億37百万円(同 3.6%減少)となりました。

米国ガス事業

売上収益 1,988億69百万円 (前期比 6.2%増)

セグメント 222億63百万円 (前期比42.4%増)



産業ガス関連では、製造業での生産は堅調であり、バルクガス(※2)を中心に売上収益は増加しました。オンサイト(※3)では、化学メーカー向け等の新規案件の稼動が開始したことに加え、2019年2月に買収したHyCO事業(※4)の貢献もあり、増収となりました。機器・工事では、エレクトロニクス関連での売上収益は減少しました。

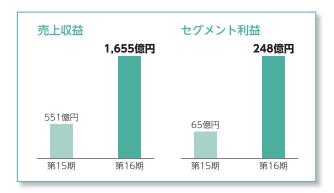
以上の結果、米国ガス事業の売上収益は、1,988億69百万円(前期比 6.2%増加)、セグメント利益は、222億63百万円(同 42.4%増加)となりました。

- ※2 お客様の構内に液化ガスの貯槽等を設置し、タンクローリー等により 供給する液化ガスをいいます。
- ※3 お客様の隣接地に生産工場を設置し、パイプラインで繋いで常時供給するガスをいいます。
- ※4 天然ガス等から水蒸気改質装置などで分離される水素(H2)・一酸 化炭素(CO)を、石油精製・石油化学産業などにパイプラインを通 じて大規模供給する事業をいいます。

欧州ガス事業

売上収益 1,655億64百万円

セグメント 248億54百万円



スペインではオンサイトのガスが前年を下回りましたが、ドイツ、ベネルクス、北欧などでバルクガスを中心に前年の売上収益を上回りました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、スペイン、イタリアなどでは3月の売上収益が前年同月比で減収となりました。

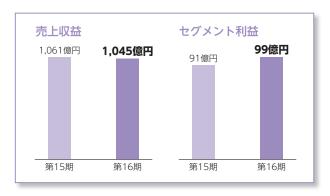
以上の結果、欧州ガス事業の売上収益は、1,655億64百万円、セグメント利益は、248億54百万円となりました(※5)。

※5 欧州事業は、2018年12月に米国Praxair, Inc.から買収したため、 前期比較は行っておりません。左グラフの第15期の数字は、2018 年12月から2019年3月までの4ヶ月間の売上収益とセグメント利益 です。

アジア・オセアニアガス事業

売上収益 1,045億41百万円 (前期比 1.5%減)

セグメント 列 益 99億52百万円 (前期比 8.8%増)



産業ガス関連では、バルクガスの売上収益は、主に中国で減少したことに加え、フィリピン、タイでも減収となりました。LPガスは、豪州での出荷は堅調でした。エレクトロニクス関連では、電子材料ガスの出荷は前期を下回りましたが、機器・工事が大きく増加し、売上収益は増加しました。

以上の結果、アジア・オセアニアガス事業の売上収益は、 1,045億41百万円(前期比 1.5%減少)、セグメント利益 は、99億52百万円(同 8.8%増加)となりました。

サーモス事業

売上収益

251億18百万円 (前期比 9.6%減)

セグメント 利 益

72億24百万円 (前期比21.4%減)



サーモス事業は、国内で前期より新たに投入したフライパンの販売に注力し、売上収益に貢献しましたが、長梅雨や暖冬などの天候不順の影響により、主力のスポーツボトルや保温弁当箱の販売が低迷し、売上収益は前期を下回りました。 海外でも、日韓問題、香港でのデモ、米中貿易摩擦などによる景気減退の影響により、工場出荷は前期を下回りました。

また、第4四半期の後半には新型コロナウイルス感染症の拡大により、海外の生産工場の稼働停止に加え、国内でのインバウンド需要も縮小し、販売数量が減少しました。

以上の結果、サーモス事業の売上収益は、251億18百万円 (前期比 9.6%減少) 、セグメント利益は、72億24百万円 (同 21.4%減少) となりました。

②設備投資の状況

当期の設備投資の総額は、810億17百万円となりました。

③資金調達の状況

当社は、当事業年度中において、前事業年度に米国Praxair, Inc.の欧州事業の買収資金として実行したブリッジローンの借り換えのため、普通社債500億円の発行、ならびにシンジケートローンによる25億ユーロおよび200億円の借入を実施しております。本調達により、当該ブリッジローンの中長期の資金への借り換えは完了しました。

④重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

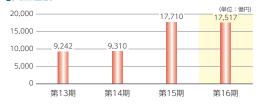
区分	第 13 期 (2017年3月期)	第 14 期 (2018年3月期)	第 15 期 (2019年3月期)	第 16 期 (当期) (2020年3月期)
売 上 収 益(百万円)	581,586	646,218	740,341	850,239
コア営業利益(百万円)	54,736	60,033	65,819	90,337
営業利益(百万円)	53,664	59,862	66,863	93,921
親会社の所有者に (百万円) 帰属する当期利益	34,740	48,919	41,291	53,340
基本的1株当たり当期利益	80円28銭	113円4銭	95円42銭	123円26銭
資産合計(百万円)	924,281	931,047	1,771,015	1,751,732
資本合計(百万円)	376,862	412,072	435,854	440,693

⁽注) 当社グループは、第13期から国際会計基準 (IFRS) を適用しております。

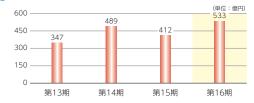
■売上収益



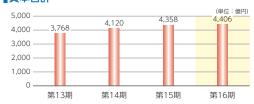
■資産合計



■親会社の所有者に帰属する当期利益



■資本合計



(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は、株式会社三菱ケミカルホールディングスであり、同社は当社株式を218,996千株(持株比率50.59%)保有しています。また、株式会社三菱ケミカルホールディングスの取締役執行役常務 最高財務責任者 伊達英文氏が当社の取締役を兼任しています。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
日本液炭株式会社	百万円 600	84.23	液化炭酸ガス、ドライアイスの製造・販売、 各種圧縮・液化ガスの販売
Matheson Tri-Gas, Inc.	米ドル 55.77	100	酸素、窒素、アルゴン、特殊ガス、機器の製造・ 販売、溶断機材の販売
Nippon Gases Euro-Holding, S.L.U.	ユーロ 100,000,000	100	欧州における関係会社の株式保有等
Leeden National Oxygen Ltd.	シンガポールドル 53,483,649	* 97.66	溶接関連器具、安全具、高圧ガスの製造・仕入 販売、酸素、窒素、アルゴンの製造・販売
TNSC (Australia) Pty Ltd	豪ドル 514,267,883	94.73	豪州における関係会社の株式保有等
Supagas Pty Ltd	豪ドル 3,600,000	*100	L P ガス及び各種産業ガスの充填・販売、関連 機器の販売・レンタル
大陽日酸(中国)投資有限公司	米ドル 87,195,449	100	中国における関係会社の株式保有等
サ ー モ ス 株 式 会 社	百万円 300	100	家庭用品等の製造・販売

⁽注) *印は、子会社の出資を含む出資比率であります。

(4) 対処すべき課題

本年2月から世界規模の拡大が始まった新型コロナウイルス感染症は、スペイン、イタリア、ドイツなどの欧州ガス市場を中心に、当社グループの事業活動に重大な影響を与え、2021年3月期における連結業績の悪化と財務体質改善の予定への影響が予想されます。しかしながら、当社グループの事業基盤は、中期経営計画の重点戦略である「構造改革」「イノベーション」「グローバリゼーション」「M&A」の推進により、着実に強化されてきました。当社グループは、当面の課題として、世界経済の正常化に合わせて成長軌道への回復が図れるよう、生産性の向上や新規開発製品の展開などを進めるとともに、投資案件の厳格な管理などにより財務体質の強化に注力していきます。

前期に実施したPraxair, Inc.の欧州事業の一部買収により構築された日本、米国、欧州、アジア・オセアニアの4極体制において、ガス利用技術のグローバル展開などグループ総合力の強化に向けた取り組みが順調に進んでいます。本年10月1日に予定されている持株会社体制への移行により、そうした取り組みを加速させることで、事業規模の更なる拡大と収益力の向上を進めていきます。また、純粋持株会社は、グループ全体の保安・品質とコンプライアンスを強化する取り組みを推進していきます。

本年度には、2021年度から2025年度までの5ヶ年にわたる次期中期経営計画を作成いたします。次期中期経営計画では、「経済価値と社会価値(ESG、SDGs)の共創による持続的成長」を重要テーマとする方針です。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

	事	業	区 分			主な製品・サービス
玉	内	ガ	ス	事	業	酸素、窒素、アルゴン、炭酸ガス、ヘリウム、水素、アセチレン、ガス関連機器、
■米	玉	ガ	ス	事	業	特殊ガス(電子材料ガス、純ガス等)、電子関連機器・工事、半導体製造装置、溶断機器、
■ 欧	州	ガ	ス	事	業	溶接材料、機械装置、LPガス・関連機器、医療用ガス(酸素、亜酸化窒素等)、医療機器、 安定同位体
■アシ	ジア・	オセフ	アニア	゚ガス゚゚゚	事業	又是可世代
■サ	_	Ŧ	ス	事	業	家庭用品

(6) 主要な営業所等 (2020年3月31日現在)

①当社

本	社	東京都 品川区
支	社	東北支社 (宮城県 仙台市)、北関東支社 (埼玉県 さいたま市)、関東支社 (神奈川県 川崎市)、中部支社 (愛知県 名古屋市)、関西支社 (大阪府 大阪市)、中四国支社 (広島県 広島市)、九州支社 (福岡県 福岡市)
事	業所	京浜事業所(神奈川県 川崎市)、川崎事業所(神奈川県 川崎市)、 つくば事業所(茨城県 つくば市)、山梨事業所(山梨県 北杜市)、 川崎水江事業所(神奈川県 川崎市)、芝事業所(東京都 港区)

②子会社

会 社 名	本 店 所 在 地				
日本液炭株式会社	東京都港区				
Matheson Tri-Gas, Inc.	アメリカ合衆国 テキサス州				
Nippon Gases Euro-Holding, S.L.U.	スペイン マドリード市				
Leeden National Oxygen Ltd.	シンガポール				
TNSC (Ausuralia) Pty Ltd	オーストラリア ニューサウスウェールズ州				
Supagas Pty Ltd	オーストラリア ニューサウスウェールズ州				
大陽日酸(中国)投資有限公司	中国 遼寧省				
サーモス株式会社	新潟県 燕市				

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

	事	業	区 分			使用人数(名)	前期比増減
玉	内	ガ	ス	事	業	5,957	58名増
■米	围	ガ	ス	事	業	4,745	16名減
図	州	ガ	ス	事	業	2,870	209名増
■アジ	ア・フ	オセニ	アニア	"ガス 🖣	事業	4,365	158名増
■サ	_	Ŧ	ス	事	業	1,451	
事	業	[<u>X</u>	分	計	19,388	468名増
全		社	(‡	共 通)	331	22名増
合					計	19,719	490名増

⁽注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

				借	7	λ	先					借入額
株	式		会	社	ō	み	ず	ほ		銀	行	293,546百万円
農		林		中	ı		央		金		庫	165,952百万円
株	式	会	社	± Ξ	Ξ	菱	U	F	J	銀	行	165,065百万円
明	治	安	\Box	生	命	保	険	相	互	会	社	20,025百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

①発行可能株式総数②発行済株式の総数3株 主 数1,600,000,000株433,092,837株15,216名

4大 株 主(上位10位)

₩ ÷ 47	当社への出資状況			
株 主 名	持株数	持株比率		
	千株	%		
株式会社三菱ケミカルホールディングス	218,996	50.59		
大陽日酸取引先持株会	18,125	4.19		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,302	2.84		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,188	2.58		
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	11,127	2.57		
明治安田生命保険相互会社	10,007	2.31		
	8,182	1.89		
JP MORGAN CHASE BANK 380055	7,976	1.84		
農林中央金庫	7,000	1.62		
──日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託□5)	3,834	0.89		

⁽注) 1.当社は、自己株式を181千株保有しております。 2.持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

	氏	名			地		位		担当および重要な兼職の状況
市	原	裕 史	2郎	代:	表 取	7 締 :	役 社	: 長	CEO 指名・報酬諮問委員会委員 (株) 地球快適化インスティテュート取締役 (株) 大陽日酸分割準備会社代表取締役社長
上	原	正	弘	取専	務。	締 執 行	元	役員	(株)大分サンソセンター代表取締役社長 (株)名古屋サンソセンター代表取締役社長 (株)八幡サンソセンター代表取締役社長 (株)JFEサンソセンター代表取締役社長
永	\blacksquare	研	=	取専	務:		· 役	役員	四国液酸(株)代表取締役社長 (株)ジャパンヘリウムセンター代表取締役社長
=	又	_	幸	取常	務幸	締 孰 行	行役	役員	CCO[大陽日酸グループCCO] 併せて全社的内部統制管理責任者
トー		スコット	•	取		締		役	Matheson Tri-Gas, Inc. 会長・CEO
•	アルド ホステ	・ギル・		取		締		役	Nippon Gases Euro-Holding S.L.U. 会長・社長
Ш	⊞	昭	雄	取		締		役	指名・報酬諮問委員会委員長 (公財) 公正取引協会会長 ジョーンズ・デイ法律事務所シニアアドバイザー
勝	丸	充	啓	取		締		役	指名・報酬諮問委員会委員 芝綜合法律事務所オブ・カウンセル弁護士 (株)シマノ取締役
伊	達	英	文	取		締		役	(株) 三菱ケミカルホールディングス 取締役執行役常務 最高財務責任者
樋		_	成	常	勤	監	査	役	
藤	森	直	哉	常	勤	監	査	役	
橋	本	明	——— 博	常	勤	監	査	役	
\blacksquare	井	潤	藏	常	勤	監	査	役	

- (注) 1. 代表取締役社長市原裕史郎氏は、経営について豊富な知識と経験を有し、またそのリーダーシップで当社グループの成長を推進することが期待できることから CEOに選任しています。
 - 2. 取締役山田昭雄氏および勝丸充啓氏は、社外取締役であります。
 - 3. 監査役桶口一成氏、藤森直哉氏および橋本明博氏は、社外監査役であります。
 - 4.2020年4月1日付で、以下のとおり担当および重要な兼職の状況の変更がありました。
 - ・取締役伊達英文氏は、㈱三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ 代表取締役社長に就任しております。
 - 5. 監査役樋口一成氏、藤森直哉氏、橋本明博氏および田井潤藏氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役桶口一成氏は、金融機関における長年の職歴を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役藤森直哉氏は、化学会社等の経理部門における長年の職歴を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役橋本明博氏は、金融機関における長年の職歴を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役田井潤藏氏は、当社経理部門における長年の職歴を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 6. 当社は、取締役山田昭雄氏および勝丸充啓氏ならびに監査役樋口一成氏および橋本明博氏を東京証券取引所の上場管理規程に基づく独立役員として指定し、 同取引所にその旨を届け出ております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③事業年度中に辞任し、または解任された取締役および監査役

当事業年度中に辞任し、または解任された取締役および監査役はおりません。

④取締役および監査役の報酬等の総額

	区 分		員 数	報酬等の総額
取	締	役	10名	279百万円
監	査	役	4名	103百万円
合(う	ち 社 外 役	計 員)		383百万円 (102百万円)

⁽注) 1.当社は、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

^{2.}取締役の報酬限度額は、2015年6月23日開催の第11回定時株主総会において、年額8億円以内(うち社外取締役5千万円以内、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。

^{3.}監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第3回定時株主総会において、年額2億円以内と決議いただいております。

^{4.}上記報酬額の総額には、当事業年度中に退任した取締役1名に支給した報酬等が含まれております。

⑤社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役山田昭雄氏は、公益財団法人公正取引協会会長およびジョーンズ・デイ法律事務所シニアアドバイザーであります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
 - ・取締役勝丸充啓氏は、芝綜合法律事務所オブ・カウンセル弁護士および株式会社シマノ取締役であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- 口. 当事業年度における主な活動状況
 - ・社外取締役および社外監査役の主な活動状況

1-21-12/14					
区 分	氏	名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況および発言状況
社外取締役	Ш⊞	昭雄	120/120	_	主に行政機関での豊かな経験と高い見識に基づいて、ガバナンスのあり方や議案の審議などについて必要な助言、提言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。
社外取締役	勝丸	充 啓	120/120	-	主に検事、弁護士としての経験や専門的見地から、ガバナンスのあり方や議案の審議などについて必要な助言、提言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
社外監査役	樋 🗆	— 成	120/120	160/160	取締役会の意思決定の適正性を確保するための助 言を行っております。また、常勤監査役として取 締役からの業務執行状況の聴取、代表取締役との 意見交換、事業所・子会社往査を行っております。
社外監査役	藤森	直哉	70/120	110/160	取締役会の意思決定の適正性を確保するための助 言を行っております。また、常勤監査役として取 締役からの業務執行状況の聴取、代表取締役との 意見交換、事業所・子会社往査を行っております。
社外監査役	橋 本	明博	120/120	160/160	取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言を行っております。また、常勤監査役として取締役からの業務執行状況の聴取、代表取締役との意見交換、事業所・子会社往査を行っております。

⁽注) 当事業年度に開催された取締役会は12回であり、この他会社法第370条に基づく書面によるみなし決議を1回行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ①**名称** EY新日本有限責任監査法人
- ②報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			134百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			198百万円

- (注) 1.当社の重要な子会社のうちMatheson Tri-Gas, Inc.、Nippon Gases Euro-Holding,S.L.U.、Leeden National Oxygen Ltd.、TNSC (Australia) Pty Ltd、Supagas Pty Ltdおよび大陽日酸(中国)投資有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務等を委託しております。

④会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、当該事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

⑤会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査役全員の同意により、 会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、当該会計監査人を解任した旨およびその理由を、当該解 任後最初に招集される株主総会に報告します。

また、監査役会は、会計監査人の職務の継続に著しい支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議案件とします。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

①内部統制システムの概要

当社は会社法および会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制(「内部統制システム」)について、取締役会で以下のとおり決議しております。

1 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社グループとしての情報管理基本方針に基づく情報セキュリティ管理規程および情報システムセキュリティ基準その他の関連規程類に基づき、取締役の職務執行に係る文書および電磁的記録ならびに関連資料を関係部署が協力して適切に保存・管理することができるよう、情報管理委員会を設置しております。情報管理委員会は、取締役会に対して定期的に活動報告をしております。

2 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスクを管理する組織として、リスクアセスメント委員会を設置し、当社グループの保有するリスクを抽出、評価し、個々のリスク毎の責任部署を明確にするとともに、リスクの検証および低減活動を通じて定期的にリスク管理体制の適切性をレビューしております。

また、保安、安全、品質、環境および知的財産を当社グループの経営上重点的にリスク管理すべき分野とし、これらを中心とする技術リスクのコントロールのために技術本部を主管部署として、技術リスク管理規程を制定するとともに、技術リスクマネジメント委員会を設置しております。

リスクアセスメント委員会と技術リスクマネジメント委員会は、取締役会に対して定期的に活動報告をしております。

3 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限規程、組織規程に基づき適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備するとともに、業務執行部門に事業本部制を導入し、業務執行の迅速化を図っております。

また、長期経営ビジョンとグループ中期経営計画を策定し、当該計画目標の達成のために期首に部門および子会社毎に数値目標を設定し、この目標達成に向けて各部門・子会社が実施すべき具体的な取り組み方法を定めるとともに、四半期毎に目標の達成状況をチェックすることにより業務の効率性を確保しております。

更に、速やかな経営判断を可能にするため、取締役会以外に経営会議を設置し、これを定期的に開催しております。

4 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループの全役職員を対象として社会的モラル、法令、企業倫理、社内規程の遵守の観点から適切な日常行動の指針とするため「大陽日酸グループ行動規範」を制定するとともに、「大陽日酸グループ行動規範ガイドブック」を作成してその周知を行っております。また、その徹底を図るため、社長直轄の組織として内部統制推進室を設置するとともに、グループチーフコンプライアンスオフィサー(GCC〇)と、日本および海外7地域に地域コンプライアンスオフィサー(RCC〇)を任命しております。GCCOおよびRCCOはコンプライアンス推進活動に関する指揮・監督権限を有し、当社グループのコンプライアンス推進活動の充実とその浸透に努めております。

日本においては、日本CCOが主宰するコンプライアンス委員会を設置し、海外各地域については、GCCOが主宰し、各地域のRCCOで構成するグローバルコンプライアンスコミッティを設置しております。コンプライアンス委員会およびグローバルコンプライアンスコミッティは、取締役会に対して定期的に活動報告を行っております。更に、国内外ともにコンプライアンス・ヘルプラインを設けて、当社および子会社において違法、不正の疑いが持たれる行為が発見された場合には、直ちに相談できる体制を構築し、これを周知徹底し、コンプライアンス違反の早期発見、早期是正に努めております。

一方、技術本部に技術監査部、社長直轄の組織として監査室をそれぞれ設置し、グループ全体の業務に関し、法令および社内規程からの逸脱をチェックする体制を構築しております。

5 企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程を制定し、各グループ会社別に主管部署を明確にするとともに、各グループ会社は一定事項につき事前に 主管部署に承認を求め、または報告することを義務づけております。

また、当社の役職員を子会社への派遣役員として選任することにより、監視監督機能の実効性を確保しております。

6 財務報告の適正を確保するための体制

8

当社グループの財務報告を適正に行うために、管理本部を責任部署として現行の業務プロセスが適正に機能することを検証するとともに必要な是正を行い、当社の「内部統制報告制度」として運用しております。

7 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役会の職務を補助する組織として、取締役の指揮命令から独立した監査役会事務局を設置し、専属の使用人を配置しております。

前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査役会事務局使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事考課は監査役が実施し、その人事 異動・懲戒処分等については、監査役の事前同意を得ることとしております。

9 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の 監査役への報告に関する体制

監査役会と取締役は定期的に会合を開催し、情報の共有に努めるとともに、取締役および使用人は、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく監査役会に報告しております。

また、当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、④または⑤に該当する事項について 当社の主管部署に報告するほか、監査役もしくは監査役会に対しても直接報告することができます。これらの者は上記の報告 を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けることはありません。

- ①当社および子会社の経営に影響を及ぼす重要事項に関して取締役が決定した内容
- ②担当部署が行う当社および子会社の内部監査の結果
- ③コンプライアンス・ヘルプラインへの通報状況のうち、当社および子会社の経営に重要な影響を及ぼす事項
- ④「大陽日酸グループ行動規範」に違反する事項のうち、当社および子会社の経営に重要な影響を及ぼす事項
- ⑤品質不良、製品欠陥に関する事項のうち、当社および子会社の経営に重要な影響を及ぼす事項

10 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査役が会社法第388条に基づいてその職務の執行について費用の前払いもしくは償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

11 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、内部監査担当部署と連係するとともに、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受領し、定期的に監査結果の報告を受けるなど密接に連絡関係を維持しております。

②内部統制システムの運用状況

情報セキュリティに関する運用状況

情報管理委員会を開催したほか、毎月5つの専門分科会による「分科会合同会議」を開催いたしました。当期は、"情報セキュリティ管理規程"の見直しや"技術情報管理ガイドライン"の策定を通して、更なる情報管理強化を推進いたしました。

また、"重大セキュリティインシデントレポートライン"を定め、情報セキュリティ上の重大事象が発生した際に、より迅速な対応ができるよう体制を整備したほか、社内管理ルールの確認や、最新のセキュリティリスク情勢に関する情報共有を中心に教育研修会を各地で開催いたしました。加えて、当社および国内グループの役職員に対し、情報セキュリティe-ラーニングや標的型攻撃メール訓練を実施いたしました(参加者数:のべ13,774名)。

情報管理委員会は、活動結果を取締役会に報告しております。

2 リスクマネジメントに関する運用状況

リスクアセスメント委員会を1回開催し、当社グループの事業遂行上の残存リスクを評価するとともに、対応策の確認を行いました。さらに今期に顕在化したリスクについて対応策を検討いたしました。

また、技術リスクマネジメント会議を開催し、保安、環境、品質・製品安全、知的財産について当期の取組み実績を確認し、来期の重点課題を決定するとともに、技術リスクマネジメント委員会を2回開催することにより、当期の重点課題への取組み状況確認、重大リスクに対する情報共有と対応策の決定及び実施をいたしました。

リスクアセスメント委員会ならびに技術リスクマネジメント委員会については、活動の結果を取締役会に報告しております。

3 コンプライアンスに関する運用状況

コンプライアンス委員会を2回開催し、当社およびグループ各社から法令遵守状況について報告を受けるとともに、是正策の内容と進捗状況を確認いたしました。さらに当社およびグループ会社が当事者となっている訴訟について進捗を確認いたしました。

コンプライアンス教育については、グループCCOにより任命されたコンプライアンス推進担当者が、本社および各支社ならびに子会社において教育を実施するとともに、役員をはじめ管理職その他の各階層毎の対象者に向けても、コンプライアンスリスクへの対応をテーマとした教育を実施いたしました。(参加者数:のべ11,560名)

また、コンプライアンス違反の早期発見・是正のため、内部通報窓口を設置しております。それぞれの通報案件に対しては、プライバシー保護に配慮した調査のもと、是正・勧告などの対応を行い、問題の改善や再発防止策につなげております。 内部通報制度の具体的運用については「大陽日酸ヘルプライン利用要領」を制定し、通報者への不利益な取り扱いを禁止する等、通報者の保護を徹底しております。

監査報

更に海外におけるコンプライアンスの推進については、北米、欧州、東アジア、台湾、東南アジア、インド、豪州の7地域のRCCOから、各地域における法令遵守・訴訟の進捗状況および各地域のコンプライアンスリスクに対応した教育の実施状況ならびに内部通報制度の運用状況の報告を受け、情報共有いたしました。

コンプライアンス委員会および各RCCOの活動の結果を取締役会に報告しております。

4 内部監査に関する運用状況

監査室は当社の9事業所および国内関係会社28社、海外関係会社5社に対して法令遵守ならびに内部統制システムの運用状況の確認に重点をおいた内部監査を実施するとともに、輸出担当部門および輸出管理事務局に対して輸出監査を実施し、不備事項の指摘と改善に対する指導とフォローを行いました。

また、技術監査部は法令遵守ならびに工場運営管理状況について国内の19事業所および海外関係会社5事業所の保安監査を行い、不備事項の指摘と指導を行いました。

5 財務報告に関する運用状況

業務品質の継続的な改善と財務報告に係る内部統制の有効性の確保のため、当社および関係会社143社に内部統制チェックリストを配布し、各社が自己評価したものを所轄本部、監査室および会計監査人が証憑に基づいて確認するとともに、不備を指摘された事項については各社において改善を実施いたしました。

上記の他、業務の適正を確保するための体制を適正に運用いたしております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を長期的に確保、向上させる者でなければならないことを基本原則といたします。

また、上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、仮に当社株式の大規模な買付行為や買付提案がなされた場合であっても、当該当社株式の大規模買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

これら当社株式の大規模な買付等に応ずるか否かの最終判断は、株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

II 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために、次の取組みを実施しております。

これらの取組みは、前記当社における会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 企業価値向上への取組み

当社は、2018年3月期を初年度とする4ヵ年の中期経営計画「Ortus Stage2」に基づき、①構造改革、②イノベーション、③グローバリゼーション、④M&Aの4つを戦略の柱として企業価値の向上に取り組んでおります。

2. コーポレートガバナンス(企業統治)の強化による企業価値向上への取組み

当社は、当社のコーポレートガバナンスの指針となるコーポレートガバナンス原則を取締役会で制定しております。当社は、当社グループの持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適時適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 監督と執行を分離することにより、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
- (5) 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行う。

また、内部統制システムについては、当社は、2002年10月に「大陽日酸グループ行動規範」を制定し、当社グループ全体の遵法精神と企業倫理の向上を目指すとともに、グループチーフコンプライアンスオフィサー(GCCO)と日本および海外7地域に地域コンプライアンスオフィサー(RCCO)を任命しています。日本では日本CCOがコンプライアンス委員会の委員長として、また世界全体についてはGCCOがRCCOを委員とするグローバルコンプライアンスコミッティの委員長として、当社グループのコンプライアンスの確保に努めております。さらに当社グループのリスクを横断的に管理するリスクアセスメント委員会と、保安、安全、品質、環境および知的財産に関する技術リスクを重点的に管理する技術リスクを重点的に管理する技術リスクを重点的に管理する技術リスクを重点的に管理する技術リスクを重点的に管理する技術リスクを重点的に管理する技術リスクを重点的に管理する技術リスクを重点的に管理する技術リスクを重点的に管理する技術リスクを重点を開発し、当社グループのコンプライアンスの確保に努めております。

監査報

クマネジメント委員会および会社情報の適切な管理を目的とする情報管理委員会を設けて、当社事業に伴うリスクの管理 を行っております。

当社は、前記の取組み等を通じて株主の皆様をはじめ取引先や当社社員など当社のステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにしながら、中長期的視野に立って企業価値の安定的な向上を目指してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、その是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様のご検討のための時間の確保に努める等、会社法および金融商品取引法等関係法令の許容する範囲内で適切な措置を講じます。

4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記 II.1.2.および3.に記載した各取組みが、I.に記載した基本方針に従い、当社をはじめとする当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- (注) 各表中の表示方法は下記によります。
 - 1.金額の単位百万円表示については、百万円未満切捨
 - 2.株式数の単位千株表示については、千株未満切捨
 - 3.持株比率および出資比率については、小数点第三位を四捨五入

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
流動資産	367,302	流動負債	331,903
現金及び現金同等物	100,005	営業債務	93,885
営業債権	179,243	社債及び借入金	154,980
棚卸資産	65,886	未払法人所得税	8,331
その他の金融資産	7,147	その他の金融負債	51,525
その他の流動資産	15,020	引当金	375
非流動資産	1,384,430	その他の流動負債	22,805
有形固定資産	655,195	非流動負債	979,135
のれん	419,290	社債及び借入金	807,611
無形資産	232,077	その他の金融負債	29,171
持分法で会計処理されている投資	32,065	退職給付に係る負債	12,952
その他の金融資産	38,834	引当金	3,281
退職給付に係る資産	1,358	その他の非流動負債	20,282
その他の非流動資産	971	繰延税金負債	105,835
繰延税金資産	4,637	負債合計	1,311,038
		資本	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	409,344
		資本金	37,344
		資本剰余金	56,387
		自己株式	△ 268
		利益剰余金	379,322
		その他の資本の構成要素	△ 63,441
		非支配持分	31,349
		資本合計	440,693
資産合計	1,751,732	負債及び資本合計	1,751,732

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科目	金額
売上収益	850,239
売上原価	△ 522,680
売上総利益	327,559
販売費及び一般管理費	△ 242,129
その他の営業収益	10,623
その他の営業費用	△ 5,665
持分法による投資利益	3,533
営業利益	93,921
金融収益	1,150
金融費用	△ 15,938
税引前利益	79,133
法人所得税	△ 24,095
当期利益	55,038
当期利益の帰属	
親会社の所有者	53,340
非支配持分	1,697

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
当期首残高	37,344	53,116	△261	339,393
当期利益	_	-	_	53,340
その他の包括利益	_	_	_	_
当期包括利益	_	_	_	53,340
自己株式の取得	_	_	△7	_
自己株式の処分	_	0	0	_
配当	_	_	_	△11,688
支配継続子会社に対する持分変動	_	△264	_	_
企業結合又は事業分離	_	3,535	_	_
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	_	-	_	△1,893
連結範囲の変動	_	_	_	171
その他の増減	_	_	_	△1
所有者との取引額等合計	_	3,270	△7	△13,411
当期末残高	37,344	56,387	△268	379,322

	その他の資本の構成要素							
	在外営業 活動体の 換算差額	キャッシュ・ フロー・ ヘッジの 公正価値の 純変動の 有効部分	その他の 包括利益を 通じて 公正価値で 測定する 金融資産	確定給付 制度の 再測定	合計	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
当期首残高	△33,440	△39	10,488	_	△22,991	406,602	29,251	435,854
当期利益	_	_	_	_	_	53,340	1,697	55,038
その他の包括利益	△37,730	59	△3,983	△689	△42,343	△42,343	△668	△43,012
当期包括利益	△37,730	59	△3,983	△689	△42,343	10,996	1,029	12,025
自己株式の取得	_	_	_	_	_	△7	_	△7
自己株式の処分	_	-	_	_	_	0	_	0
配当	_	_	_	_	_	△11,688	△742	△12,431
支配継続子会社に対する持分変動	_	-	_	_	_	△264	318	54
企業結合又は事業分離	_	_	_	_	_	3,535	1,950	5,485
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	_	-	1,203	689	1,893	_	_	_
連結範囲の変動	_	_	_	_	_	171	5	177
その他の増減	_	_	-	_	_	△1	△464	△465
所有者との取引額等合計	_	_	1,203	689	1,893	△8,255	1,068	△7,186
当期末残高	△71,170	19	7,709	_	△63,441	409,344	31,349	440,693

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

監査報告

貝恒刈駅衣(2020年3月31日現在)			(単位:百万円)
科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	146,972	流動負債	167,919
現金及び預金	36,374	電子記録債務	2,274
受取手形	4,906	買掛金	34,881
電子記録債権	3,845	短期借入金	43,822
売掛金	69,912	コマーシャルペーパー	20,000
1年以内回収予定リース投資資産	4,971	1年以内返済予定の長期借入金	43,918
商品及び製品	3,868	1年以内償還予定の社債	10,000
仕掛品	5,374	リース債務	960
原材料及び貯蔵品	1,745	未払金	2,151
前渡金	482	未払法人税等	1,966
短期貸付金	12,799	未払費用	5,137
その他流動資産	2,727	前受金	2,154
貸倒引当金	△ 37	完成工事補償引当金	318
固定資産	990,052	工事損失引当金	_
有形固定資産	60,197	その他流動負債	334
建物及び構築物	17,103	固定負債	701,176
機械及び装置	20,655	社債	188,000
車両及び運搬具	63	長期借入金	511,006
工具・器具・備品	1,665	リース債務	1,556
土地	15,369	繰延税金負債	125
リース資産	2,295	長期未払金	122
建設仮勘定	3,044	長期預り金	364
無形固定資産	120	負債合計	869,095
借地権	0	(純資産の部)	
ソフトウェア	6	株主資本	262,337
のれん	3	資本金	37,344
その他無形固定資産	110	資本剰余金	57,860
投資その他の資産	929,734	資本準備金	56,433
投資有価証券	21,117	その他資本剰余金	1,427
関係会社株式	660,292	利益剰余金	167,328
出資金	94	利益準備金	7,664
関係会社出資金	9,977	その他利益剰余金	159,663
長期貸付金	208,636	固定資産圧縮積立金	5,021
前払年金費用	791	別途積立金	65,717
その他投資	29,073	繰越利益剰余金	88,924
投資等評価引当金	△ 19	自己株式	△ 195
貸倒引当金	△ 229	評価・換算差額等	5,591
		その他有価証券評価差額金	4,938
		繰延ヘッジ損益	652
		純資産合計	267,929
資産合計	1,137,024	負債及び純資産合計	1,137,024

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

= (2015+4)]16/3/52020+5/]516/6 ()		(単位・日万円
科目	金	額
売上高		216,006
売上原価		150,285
売上総利益		65,721
販売費及び一般管理費		50,085
営業利益		15,636
営業外収益	10.775	
受取利息及び配当金	10,775	11 170
その他	403	11,179
営業外費用		
支払利息	6,189	
借入手数料	3,013	
社債発行費	263	
固定資産除売却損	166	
その他	2,163	11,795
経常利益		15,019
特別利益		
投資有価証券売却益	2,188	
固定資産売却益	6,690	
国庫補助金受入益	200	
投資等評価引当金戻入益	736	9,815
特別損失		
投資有価証券評価損	3,768	
固定資産圧縮損	200	3,969
税引前当期純利益		20,866
法人税、住民税及び事業税	4,700	
法人税等調整額	△ 900	3,799
当期純利益		17,066

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	株主資本										
		j	資本剰余金			利益剰余金					
	資本金		スの畑	資本		その	他利益剰	 余金	∓ 11++		株主資本
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	貝本 剰余金 合計	利益 準備金	固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	自己株式	合計
当期首残高	37,344	56,433	1,427	57,860	7,664	5,436	65,717	83,131	161,950	△191	256,963
事業年度中の変動額											
剰余金の配当				_				△5,627	△5,627		△5,627
剰余金の配当 (中間配当)				_				△6,060	△6,060		△6,060
固定資産圧縮積立金の取崩				_		△414		414	_		_
当期純利益				_				17,066	17,066		17,066
自己株式の取得				_					_	△4	△4
自己株式の処分			0	0					_	0	0
株主資本以外の項目の事業											
年度中の変動額 (純額)				_					_		_
事業年度中の変動額合計	-	_	0	0	-	△414	-	5,793	5,378	△4	5,374
当期末残高	37,344	56,433	1,427	57,860	7,664	5,021	65,717	88,924	167,328	△195	262,337

		クホン☆☆☆ ━		
	その他有価証券評価差額金	純資産合計		
当期首残高	7,650	△12	7,637	264,601
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			_	△5,627
剰余金の配当 (中間配当)			_	△6,060
固定資産圧縮積立金の取崩			_	_
当期純利益			_	17,066
自己株式の取得			_	△4
自己株式の処分			_	0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△2,711	665	△2,046	△2,046
事業年度中の変動額合計	△2,711	665	△2,046	3,327
当期末残高	4,938	652	5,591	267,929

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

大陽日酸株式会社 取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 和 臣 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 寒河江 祐一郎 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 脇 哲 也 印 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大陽日酸株式会社の2019年4月1日から2020年3月 31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、大陽日酸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全て重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を 果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを 認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた 連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査 意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

大陽日酸株式会社 取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 和 臣 🗊 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 寒河江 祐一郎 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 脇 哲 也 印 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大陽日酸株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に 基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか 結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項 に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して 除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいて いるが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各 監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける ほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めまし た。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部 監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方 法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の 評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

大陽日酸株式会社 監査役会

常勤監査役 樋 □ 一 成 印

常勤監査役 藤森直哉 印

常勤監査役 橋本明博 印

常勤監査役 田井潤藏 印

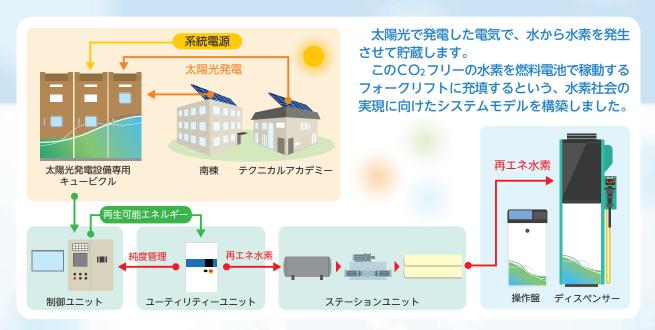
(注) 監査役樋口一成、監査役藤森直哉及び監査役橋本明博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

国内ガス事業 トピックス紹介

ゼロエミッション水素社会実現に向けた CO2フリー水素充填・フォークリフト活用モデルについて

当社は、神奈川県の川崎水江事業所で、再生可能エネルギーを利用したオンサイト型CO2フリー水素充填システムを設置するプロジェクトを推進しています。



太陽光パネルで発電した電気(再生可能エネルギー)を利用して、水を電気分解して水素を発生させる装置で、二酸化炭素(温室効果ガス)を発生させることなく水素を作り出し、その水素を貯蔵します。こうして製造されたCO2フリーの水素を燃料電池で稼動するフォークリフトで活用するという事業所内での一貫したシステムを国内で初めて横築しました。

今後、燃料電池フォークリフトの稼働ニーズに応じて、 効率的に水素の製造・圧縮・貯蔵・充填が可能となる ようにオンサイト型CO2フリー水素充填システムの モデル構築を目指していきます。

本プロジェクトでは、神奈川県川崎市が策定した、「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」のもと、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」及び神奈川県「神奈川県水素供給設備導入事業補助金」の助成を受け、システムを導入し、また、トヨタエルアンドエフ神奈川㈱殿が環境省の「水素社会実現に向けた産業車輌等における燃料電池化促進事業」及び同県からの助成を受けた燃料電池フォークリフトをリース契約し、事業所内で運用しています。

知

サーモス事業 トピックス紹介

"サーモスのフライパン"豊富なラインナップが続々登場

「家の中」での暮らしもサーモス製品でサポートしていきたい、という想いから誕生したサーモスのフライパン。 2019年2月の発売以来、ラインナップを拡大しています。



「家の外」だけではなく 「家の中」での暮らしもサポート

サーモスは製品開発において、「高い品質・性能」はもちろん、「お客様の使いやすさ・お手入れのしやすさ」にも徹底してこだわり、子育てや家事に忙しい30代~40代の女性を中心に、幅広い世代から高い評価を得ています。

「使いやすさ」にこだわったものづくりで、「家の外」だけではなく「家の中」での暮らしもサポートしていきたいという想いを込め、毎日の料理に欠かせない「フライパン」を2019年2月より発売しています。様々なライフスタイルやニーズに合わせ、ラインナップを続々と拡大しています。



取っ手の取れるフライパン

KFA6点セット



KFBシリーズ













株主メモ

事業年度	4月1日から翌年の3月31日まで				
定時株主総会	6月に開催				
基準日	定時株主総会の議決権 期末配当 中間配当	3月31日 3月31日 9月30日			
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社				

公告方法	当社ウェブサイト(https://www.tn-sanso.co.jp)に掲載します。 ただし、事故その他のやむを得ない事由に よって電子公告による公告をすることがで きない場合は、日本経済新聞に掲載しま す。
上場金融商品取引所	株式会社東京証券取引所
証券コード	4091
単元株式数	100株

株式事務に関するご案内

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵送物送付先		〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問合せ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝休日を除く午前9時〜午後5時)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配当金 受取り方法の変更等)	お取引の証券会社等になります。	みずほ証券 本店および全国各支店 プラネットブース (みずほ銀行内の店舗) でもお取 扱致します。 みずほ信託銀行 本店および全国各支店 *トラストラウンジではお取扱いできませんのでご 了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行およびみずほ銀行 本店および全国各	3.3. (1.0.0.1)
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の 郵便物送付先・電話お問合せ先・各種手続お取扱店を ご利用ください。	特別□座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式 売買はできません。証券会社等に□座を開設し、株式 の振替手続を行っていただく必要があります。

モ

メ	ŧ	

株主総会会場のご案内

日 時 **2020年6月19日(金) 午前10時** (受付開始:午前9時)



※今年は株主総会ご出席の株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。







